

徳 総 企 第 5 5 号  
徳 捜 二 第 1 0 9 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日

各 部 課 長  
殿  
各 警 察 署 長  
(回 議 先 警 務 課 長)

保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
------	-------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

徳 島 県 警 察 国 際 化 推 進 室 等 の 設 置 に つ い て ( 通 達 甲 )

県警察の国際化の推進に関する体制については、徳島県警察国際化推進室等の設置について(令和3年3月31日徳企第5005号。以下「旧通達」という。)に基づき徳島県警察国際化推進室等を設置しているところであるが、この度、旧通達の保存期間が令和8年3月31日をもって満了することから、同年4月1日から次のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 徳島県警察国際化推進室

(1) 設置

県警察に、徳島県警察国際化推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

(2) 任務

推進室は、県警察の国際化に向けた諸施策を検討し、その推進を図ることを任務とする。

(3) 構成及び運営

ア 推進室は、室長、副室長、室長補佐及び室員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

室	長	警務部長
副	室 長	総務企画課長
室	長 補 佐	捜査第二課長
室	警 務 部	情報管理課長 サイバー戦略推進課長 情報発信課長 会計課長 警務課長 厚生課長
	生活安全部	生活安全企画課長 地域課長 通信指令課長
	刑 事 部	刑事企画課長

員	交 通 部	交通企画課長
	警 備 部	公安課長
	情報通信部	通信庶務課長

イ 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者に対し、推進室の会議への出席を求めることができる。

ウ 推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

## 2 徳島県警察国際化推進作業班

### (1) 設置

推進室に、徳島県警察国際化推進作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

### (2) 任務

作業班は、推進室を補佐し、県警察の国際化に関する情報を収集・分析するとともに、諸施策の企画、立案及び調整並びにその推進状況を把握等することを任務とする。

### (3) 構成及び運営

ア 作業班は、班長、副班長及び班員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

班	長	企画官	
副	班	長	総括情報官
班	員	副室長、室長補佐及び室員が属する所属において、室長が指定する係の事務を担当する指導官等	

イ 1の(3)のイ及びウの規定は、作業班の構成及び運営について準用する。

この場合において、「室長」とあるのは「班長」と、「室員」とあるのは「班員」と、「推進室」とあるのは「作業班」と読み替えるものとする。

## 3 庶務

推進室及び作業班の庶務は、総務企画課及び捜査第二課において共同で処理する。

## 4 関係通達の改正

徳島県警察在留外国人安全対策室の設置について（令和6年5月2日徳捜二第107号）の一部を次のように改正する。

第1の3の(3)中「徳島県警察国際化推進室等の設置について（令和3年3月31日徳企第5005号）」を「徳島県警察国際化推進室等の設置について（令和8年3月31日徳総企第55号）」に改める。